

低所得世帯支援（物価高騰対策）給付金のご案内

受給には手続きが必要です。

本給付金は、物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税均等割が非課税の世帯に対し、3万円を支給します。

また、支給対象世帯のうち、平成18年4月2日以降に生まれたこどもを含む世帯に対しては、こども1人につき、2万円を加算して支給します。

支給対象世帯

- ・ 令和6年12月13日時点で湯河原町に住民登録がある
- ・ 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である

1 世帯あたり
3 万円



こども 1 人あたり
2 万円

申請方法	返送・申請期間	支給時期
確認書	令和 7 年 6 月 3 0 日（月） 【必着】	審査終了後 30日以内
申請書		

- ・ 「**確認書**」は、対象世帯であることが確認できている世帯の世帯主宛に、湯河原町から送付しています。
- ・ 令和 6 年 1 月 2 日以降に湯河原町に転入した方がいる世帯、未申告の方を含む世帯や税の修正申告により非課税になった世帯に該当する場合は、「**申請書**」により申請期間内に申請してください。

◎ **基準日の翌日から令和 7 年 6 月 30 日までに生まれた新生児も加算対象です。**
対象世帯のうち、令和 6 年 12 月 14 日から令和 7 年 6 月 30 日までに生れた新生児がいる場合は、申請手続きが必要になります。
申請期限は令和 7 年 6 月 3 0 日（月）【必着】です。

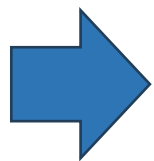
確認書発送時点で対象となる新生児については、「確認書」を送付いたします。

詳しい手続きについては、裏面をご確認ください。

支給手続き

「確認書」が届く世帯

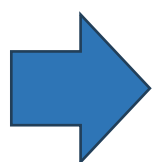
- 令和6年1月1日以前から湯河原町にお住まいの方



必ず内容を確認し、必要事項を記入して、
同封した返信用封筒で**返送**してください。

「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯
- 未申告の方を含む世帯
- 税の修正申告により非課税になった世帯



支給要件に該当する場合は、湯河原町ホームページ、
または社会福祉課にある申請書に必要事項を記入し、
添付書類と一緒に申請してください。

※郵送による提出可

住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は支給対象外です。

対象外世帯の例

- ・同居・別居を問わず、親（課税者）に扶養されている一人暮らしの学生
- ・同居・別居を問わず、子ども（課税者）に扶養されている方の世帯
- ・別住所にて単身赴任している者（課税者）に扶養されている者と子のみの世帯



物価高騰対策給付金（3万円）などの

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、湯河原町や小田原警察署、警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

湯河原町役場 社会福祉課 社会福祉係

☎ 0465-63-2111 (内線) 313・314・315

受付時間 平日のみ 8:30～17:15